

# 酪農家の皆様へ

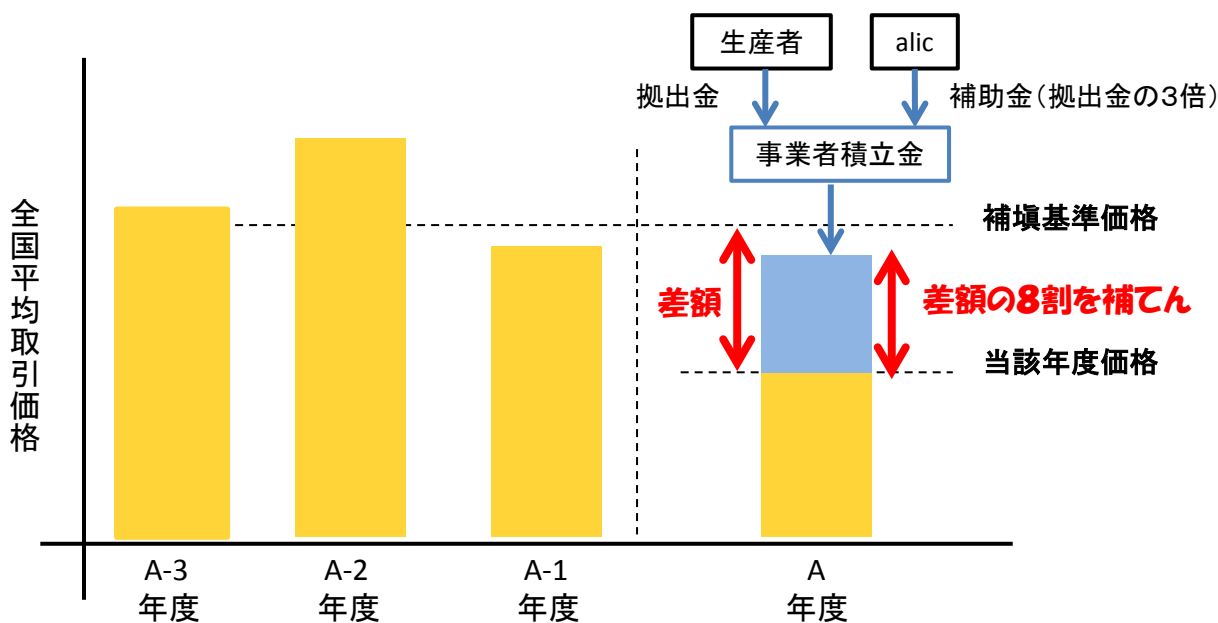
加工原料乳生産者経営安定対策事業(ナラシ事業)の

## 対象者が拡大されます!



「ナラシ事業」って何？

加工原料乳の価格が、補填基準価格（過去3年間の平均取引価格の平均）を下回った場合、**その差額の8割**が補填金として交付されます。



対象品目：脱脂粉乳、バター、チーズ、液状乳製品(クリーム等)向け生乳

拠出割合：生産者と alic が1:3の割合で積立金を造成します。

生産者分の拠出金単価:(30年度): 0.6円/kg

(注:単価は毎年度見直しされます。)

事業実施期間：平成30年度

※生産者拠出金に残余が生じた場合は、返還します。



## 誰が参加できるの？

1. 以下の方なら誰でも参加できます。
  - ① 第1号対象事業者(農協・農協連や買取販売業者等)を通じて生乳を乳業者に販売する酪農家の方
  - ② 自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する酪農家の方(第2号対象事業者)
  - ③ 自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する酪農家の方(第3号対象事業者)
2. 原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要です。



## 申し込むにはどんな方法があるの？

生乳の取引形態により、団体方式と直接交付方式があります！

**団体方式:** 第1号対象事業者(旧指定団体)を通じて乳業者に生乳を販売する酪農家の方向けの方式です。出荷先の旧指定団体と生産者積立金契約を締結した上で事務手続きは、旧指定団体と行います。

**注:** すでに旧指定団体とナラシ事業生産者積立金契約を締結している方は、引き続き団体方式での参加となります。

(※)旧指定団体とは、次の10団体です。

ホクレン農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会、北陸酪農業協同組合連合会、東海酪農業協同組合連合会、近畿生乳販売農業協同組合連合会、中国生乳販売農業協同組合連合会、四国生乳販売農業協同組合連合会、九州生乳販売農業協同組合連合会、沖縄県酪農農業協同組合

**直接交付方式:** 以下のいずれかの方は直接機構に申し込み、機構と事務手続きを行います。

- ① 旧指定団体以外の第1号対象事業者を通じて生乳を乳業者に販売する酪農家の方
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する酪農家の方(第2号対象事業者)
- ③ 自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する酪農家の方(第3号対象事業者)



## 直接交付方式はどんな手続が必要なの？

1. 酪農家が直接 **alic** と図のような手続を行います。
2. 30年4月から参加申込みを受け付けます（詳しくは **alic** のHPに掲載します。）。



ナラシ事業加入で、  
経営も安定・安心！



# 直接交付方式に参加する場合の留意点

途中辞退した場合、業務対象年間中は参加できません。

事業参加後、何らかの理由により事業を途中辞退した場合、業務対象年間が終了するまでは、再度参加できません。

収入保険制度とナラシ事業は、選択加入となります。

収入保険制度とナラシ事業は選択加入となるため、どちらか一方を選択する必要があります。このため、ナラシ事業に参加している方は、収入保険制度には参加できませんので、ご注意ください。

酪農家が事業実施主体となります。

直接交付方式に加入するということは、加入者個々が事業実施主体となります。

このため、事務手続や会計検査への対応などを、酪農家自らの責任において対応することとなります。

独立行政法人農畜産業振興機構  
畜産需給部 生乳課 ナラシ事業担当

**alic**

電話：03-3583-2706

(平日9:00~18:15)

ホームページ：<http://www.alic.go.jp/>

メール：[narashi@alic.go.jp](mailto:narashi@alic.go.jp)